

3

みだりな殺傷、虐待や遺棄の禁止

全ての人は、「命あるもの」である動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないようにしなくてはなりません。さらに、愛護動物*をみだりに虐待したり遺棄する(捨てる)と、犯罪行為として、懲役や罰金に処せられます。

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

2年以下の懲役又は
200万円以下の罰金

愛護動物に対し、みだりに餌や水を与えずに衰弱させるなど虐待を行った者

100万円以下の罰金

愛護動物を遺棄した者

100万円以下の罰金

* 愛護動物とは...

次の①又は②の動物であり、実験動物や産業動物を含みます。

- ① 飼い主の有無にかかわらず全ての「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いとうさぎ、鶏、いえばと、あひる」
- ② ①以外で人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」



1 虐待の禁止

動物虐待 = 動物を不必要に苦しめる行為

積極的(意図的)虐待 = やってはいけない行為を行う、行わせる
ネグレクト = やらなければならない行為をやらない

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったり十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。また、獣医師は、診療の際に、みだりに殺されたり傷つけられた動物や、虐待を受けたと思われる動物を見つけたときは、都道府県等や警察に通報するように努めなくてはなりません。